

# 経済産業省

令和4年3月4日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

## 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が2019年から2021年の3年間で542件（その他の事故も含めた全事故件数：1,763件）発生しており、負傷者数は23名となっています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事中にガス管を電動工具にて損傷させ、漏えいしたガスに着火し作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事において、ガス管を損傷して漏えいが発生していることに気づかず、鉄筋裁断のためにトーチバーナーを点火したところ、漏えいしたガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（同11月）がありました。

建設工事等に起因する事故の主な原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとして誤って着火させた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかつた等、建設工事等事業者の確認ミス、作業ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

- ・ 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者に立会いを求ること。

- ・ ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- ・ ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・ 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する場合が多いため、特に注意すること。
- ・ 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つめたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(同封資料)

- ・参考資料1 2021年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料2 2020年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料3 2019年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料4 建設工事等事業者向けパンフレット

(参考) 最近のガス事故及び建設工事等によるガス事故の件数等の推移

	2019年	2020年	2021年	計
ガス事故件数	644	541	578	1,763
うち、都市ガス	441	343	366	1,150
液化石油ガス	203	198	212	613
建設工事等によるガス事故件数	206	169	167	542
うち、都市ガス	148	115	105	368
液化石油ガス	58	54	62	174
うち、事前照会無し	173	156	131	460
建設工事等によるガス事故負傷者数	9	10	4	23

(経済産業省ガス安全室調べ)